

短期退職時の手数料の取り扱い

求職者が勤務を開始して以降、本人の都合または就業規則違反等の本人の責に帰すべき事由により、短期退職した場合には、紹介手数料を次の割合で計算された金額を払い戻すこととする。

1 カ月未満で退職した場合 70%に相当する額

3 カ月未満で退職した場合 30%に相当する額

また、求職者が紹介先の都合により短期退職をすることになった場合は、紹介手数料の返戻は行わないものとする。

株式会社センドフォース

埼玉県久喜市南 1-11-41 池田ビ 2F

有料職業紹介事業許可番号 11-ユ-300570

TEL 0480-31-7091 - FAX 0480-31-7092